

広島県告示第百九十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十六年四月三日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道三和油木線	神石郡神石高原町阿下五八三五番一地从先から 神石郡神石高原町阿下五八三五番一地从先まで	平成二六年三月二〇日